

宝塚医療大学

令和6年度 大学機関別認証評価
再審議結果

令和7年6月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

宝塚医療大学

I 再審議結果

【判定】

再審議の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

II 総評

令和 6(2024)年度に当機構が実施した大学機関別認証評価において、大学の評価結果を「適合」とし、令和 7(2025)年 3 月 13 日付け 6 公財高評第 158 号のとおり通知した。

その後、文部科学省が令和 7(2025)年 3 月 25 日付けで公表した「設置計画履行状況等調査の結果について(令和 6 年度)」で法令違反の指摘があった、和歌山保健医療学部看護学科の教授数の不足を踏まえて、大学の適合認定について「再審議」を行うこととなった。

学年進行中の和歌山保健医療学部看護学科については、令和 6(2024)年度末までに専任教授数を 1 人補充する必要があることに対して、大学から提出された自己点検評価書「4-2 の改善・向上方策(将来計画)」(57 ページ)において、「学年進行中の学科については、設置計画の着実な履行を行うと共に、設置時に付された意見等に真摯に対応する。」と明記があり、また評価員の書面質問にも同様の回答があった。

しかしながら、令和 6(2024)年度末までに和歌山保健医療学部看護学科の教授数を補充していないことが確認できたため、当機構の判断基準に基づき、「基準 4. 教員・職員」を「満たしていない」と判断し、令和 6(2024)年度の適合認定の見直しを行い、評価結果を「不適合」とすることが決定された。

なお、この評価結果については、追評価の対象とせず、大学全体の内部質保証について早急に改善を行い、再度認証評価を受審するよう求めることとした。